社労士ニュース 平成 26 年 9月 18日(木) 2014年 9月号発行

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決 河原社会保険労務士事務所

> 紛争解決の代理業務もできる社会保険労務士 (特定社会保険労務士) 河原 清市

> > 埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/

裁判所の判決文や労働審判で、事業主側が作成した答弁書の中に解雇理由の正当化を立証するために、理 由づけのあとだしが非常に多い。

裁判所の判決文を多く読み込んだ経験や長年にわたって労働審判を行っている経験から、日頃から以下のことを考えています。

労働者を懲戒解雇して、その後、裁判や労働審判になる場合がありますが、

そのような場合、事業主側の作成した答弁書の中で、労働者を懲戒解雇した理由の正当性を述べるにあたって、解雇した時の理由とは全く異なった件(わかりやすく言うと、後だしジャンケン)を述べる答弁書が多くみられる。

具体的事例で考えていきます。労働審判ではなくて、地方裁判所の事例を取り上げます。

裁判年月日 平成 21 年(2009 年) 6 月 8 日 裁判所名 山口地裁岩国支部

事件名 地位確認及び退職金・賃金支払請求事件 [岩国市農業協同組合事件・第一審]が参考になります。

事件の要旨は、

● 岩国市農業協同組合 Aである被告の職員として雇用されていた原告・組合支部長 Xが、個人情報(ある組合員に対して不当に有利な貸し付けを行っていること。)を組合員以外に漏えいしたなどとして、被告から懲戒解雇された。

原告は、当該懲戒解雇は就業規則上の根拠なく行われた無効なものであるとして、被告に対し、被告の従業員たる地位にあることの確認を求めた。そして、理事・監事候補者の程度にまで組織体としての被告と密接な接触を持つに至った者に対し、内部通報に関する文書を配布した行為について、これを「組合外」に情報を漏らしたものと評価することは相当ではなく、かかる行為は懲戒解雇事由に該当しないから、解雇は無効であるとして、上記地位確認及び退職金・賃金支払請求を認容した事例です。

●被告の主張によりますと、原告が、平成19年6月19日にローンの契約書を組合外(裁判所は部外者とはみなさなかった)に配布したことが解雇理由にしているが、

被告は、平成5年9月7日と平成12年7月13日と平成18年1月31日付けで被告に提出した原告の始末書も問題にしていた。裁判所は、これら3件の懲戒処分が懲戒解雇とは全く関係ないことであり、もしもそれを再度取り上げるのであれば、一事不再理の見地から許しがたいというべきとして被告側の証拠書類とは採用はしなかった。

結里

● 裁判所は、懲戒解雇は無効であるとし、解雇月の翌月から定年退職月までの6カ月分の給料6か月×49万9759円+解雇月の不足金38万7219円=333万9759円と未払い年末手当・賞与117万2834円それに退職金2899万1200円で合計3350万3793円の支払いを命じた。